

○埼玉県政務活動費の交付等に関する規程

平成13年4月1日議会告示第3号

目次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

□ 本則

第一条 (趣旨)

□ 第二条 (会派の届出)

2

第三条 (会派に係る通知)

□ 第四条 (政務活動費の請求)

2

第五条 (政務活動費の交付日)

□ 第六条 (収支報告書の写しの送付)

2

第七條 (会派解散等(但書等))

改正  
平成  
一年  
三月  
一日  
議  
会  
告  
示  
第  
一  
号  
和  
二  
年  
平  
成  
二  
五  
年  
三  
月  
三  
日  
議  
会  
告  
示  
第  
一  
号  
和  
三  
年

印刷モード

終了